

## 休学及び復学に関する補則

(趣旨)

第1条 学則第45条及び第46条に掲げる休学及び復学に関する定めは、本規程をもってこれを補うこととする。

(定義)

第2条 休学は、やむを得ない事由（病気、経済上、保護者の転勤等）によって3か月以上に涉り学業の継続が困難で、かつ、「学則」第45条第2項に定める期間内に復学の見込みがある場合とする。

(休学願)

第3条 休学しようとする者は、保証人連署の休学願にアドバイザーの認印を受け、学生支援センターにこれを提出しなければならない。ただし、病気による休学願は医師の診断書を添付しなければならない。

(復学願)

第4条 休学者が復学しようとするときは、3月末日前までに、又は9月末日前までに、保証人連署の復学願を学生支援センターに提出しなければならない。ただし、病気による休学の場合は、復学に医師の診断書を添付しなければならない。

2 復学の時期は学年の初め（4月）、又は後期学期の初め（10月）とする。

(復学の手続)

第5条 復学を許可された者は、所定の期日までに授業料等校納金を納入するとともに、復学に必要な書類を提出しなければならない。

(除籍)

第6条 休学許可後、休学期間満了時に復学の手続きをしない場合は、猶予期間を置いた後、除籍とする。

(休学の時期)

第7条 休学しようとする者は、別表の授業料等納入期に該当する許可月日期间内に、休学願を提出することとする。

2 休学許可月日は、別表の許可月日期间内における休学願の提出日とする。ただし、1月1日から3月31日までに、休学願を提出した者の休学許可月日は、3月31日付とする。

3 休学願が学期開始日以降に提出された場合の取り扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 「休学願」の提出猶予期限（下記）を設け、期限までに「休学願」が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、遡及して学期開始からの休学を許可する。（この場合は、学納金は発生しない。）

前期休学：4月末

後期休学：10月末

(2) 提出猶予期限までに「休学願」が提出されない場合は、学納金が発生する。（前期又は後期の授業料が発生し、督促対象となる）

(附則)

第8条 この規約の改廃にあたっては、教授会の議を経て、学長は理事会に報告し、受理されなければならない。

- 1 改廃は、教授会の議を経て、学長はこれを理事会に報告するものとする。
- 2 a この規程の改正は平成9年4月1日から施行する。  
b この規程の実効性は、理事会はこれを確認する。

(議決No.98-21)

- 3 この規程の改正は、2024（令和6）年4月1日から施行する。

## 7条別表

| 授業料等納入期 | 許可月日期間         |
|---------|----------------|
| 第1期分納入者 | 4月1日から9月30日まで  |
| 第2期分納入者 | 10月1日から3月31日まで |